

令和7年第2回発達障害者支援地域協議会 会議録

日時：令和8年3月25日（水）午後2時～4時

場所：静岡県庁別館第4会議室C

（事務局）

定刻を過ぎましたのでただいまから令和7年度第2回静岡県発達障害者支援地域協議会を開催いたします。私は事務局の障害福祉課の小池と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは協議会の開会に当たりまして、県障害者支援局長の加藤よりご挨拶申し上げます。

（障害者支援局長）

皆様改めましてこんにちは。障害者支援局長の加藤でございます。

本日は本当に年度末のお忙しいところ、またあいにくの天候で足元の悪い中お越しいただきまして本当にありがとうございます。またウェブで参加の皆様につきましても、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

皆様には日頃から医療、保健、福祉、教育、労働、司法など、それぞれの分野におきまして、県の障害福祉行政の推進に多大なるご理解とご協力を賜っていることに対しまして、改めてお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて本日は、今年度の発達障害者支援センター事業についてご審議をいただきます。県民の皆様により身近な場所で専門的な知識を提供できる体制の一層の充実、強化を図るために、令和2年度から2箇所体制として、民間法人への委託による運営への移行をしております。

今年度は運営委託契約更新後の初年度、ちょうど1年経過したということになります。つきましては本日は各センターから、今年度の取り組み及び次年度以降の方向性についてご報告をいただいた上で、委員の皆様から様々な観点によりご意見を賜り、今後の事業展開に反映してまいりたいと考えております。県といたしましても引き続きセンターを中心に、市町等関係機関と連携をいたしまして、発達障害のある方への支援を更に充実させて、切れ目のない支援が行えるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日も限られた時間ではございますが、委員の皆様には様々な観点から忌た

んのないご意見、ご提案等をいただきますようお願い申し上げます、私からの冒頭のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願います。

(事務局)

会議に入ります前に本日の協議会は、県の情報公開条例に基づき公開として開催いたしますのでご承知おきください。また、本会議の議事内容につきましては、概要を県ホームページで公開いたしますので、併せてご了承ください。それでは会議に移りたいと思います。議事進行は高木会長に願います。

(高木会長)

よろしく願います。会長を務めております高木と申します。委員の皆様のご協力をいただきながら、協議会の運営を進めてまいりますのでよろしく願います。

それでは早速協議事項ですけれども、発達障害者支援センター事業評価につきまして、センター長の岡田先生から事業報告を願います。

(岡田委員)

東部発達障害者支援センターのセンター長をしております岡田と申します。よろしく願います。私たちのセンターに関する事業の報告をさせていただきます。

まず最初のところ、今年度の運営の総括ということで、全体といたしましては、発達障害者支援法で発達障害者支援センターの役割と機能が決まっているわけですけれども、全国のセンターと比較しまして大体その平均あるいは平均以上ぐらいの機能を果たせたのではないかと考えております。その内容に関しましては事業報告をもとにお伝えしていきます。まず実績の数からいきたいと思います。ページ 21 ページをお開きいただきますと、相談の新規件数を記載しております。

今年度の新規の相談は、全体でこの2月末までの段階で 433 件で、その内の1回から数回の相談が 394 件、継続的な相談が 39 件になっております。大体全体の2割ぐらいの方と面接をすることになり、その内の半分ぐらい、全体で言いますと1割ぐらいの数の方と継続的に関わるということになっております。これが年々蓄積してまいりますのでそのぐらいの数の方の支援を行っている

ということになります。詳細に関しましては表をご覧ください。

少し戻っていただきまして4ページに戻ります。この数字は大体前年と同様の数になっておりますが、内訳として高校生、あるいは中高年、40代、50代ぐらいの数がやや増加傾向にございます。内容としても司法関連、DV、虐待、貧困、当事者の子育ての問題、8050問題、強度行動障害、他の精神疾患との併存など、非常に複雑化したご相談が増えております。関連機関と連携しながら対応に当たっているところです。

続きまして、相談以外の事業のことについてお話をいたします。皆さんのお手元の資料の10ページをご覧ください。人材育成事業に関してです。様々な人材育成研修等を行っておりますが初めにコンサルテーションについてお伝えいたします。これは支援機関、関係機関からの要望に基づき私たちが継続的に出向いて、一緒に支援について考えていく。そして適切な支援が行えるように援助していくというような手法をとっております。大体1回当たり2時間から半日ぐらいかけておりますが、今年度は3箇所の施設からお申込みがございましてこのような形で実施をしております。キャパシティの問題もありまして大体毎年このぐらいの数で推移しております。

続きまして研修についてですが、以下表の方に様々な研修について載せております。私たちのセンターは本体の事業としての研修の他に、県から発達障害に関わる研修の別の予算をいただいております、それと組合せて様々な研修、特に専門的な研修と、普及啓発に関するような研修、この2本を意識しながら研修を組み立てているところです。地域のニーズに基づくもの、そしてこちらから新たなエビデンスのある手法として、是非お伝えしていきたいものを取り上げています。詳細は記載してある資料をご覧くださいと思います。

今年度研修で力を入れた項目については、5ページのところにいくつかピックアップをしてあげております。発達障害のある人の自立準備セミナー、これは動画コンテンツを作成いたしまして、ホームページに公開をして、自由にアクセスができるようにしております。特に高校生、専門学校生、通信制高校等も含めますが、今まで福祉に支援にアクセスをされていなかった方に、その保護者も含めて、お役に立つような情報を提供しているところです。その他、地方自治体における精神、発達障害者の採用と雇用管理、これも地方自治体、公務員に関しては支援があまり行き届かない部分もございますので、関係者とともに情報共有をしたりし様々な工夫を共有するという機会を持ちました。その他、支援者の実践報告会、これは毎年行っているものですがけれども比較的効果

的な良い実践を皆さんと共有するというので、今年は6機関からのご報告をいただきました。普及啓発に関しては、括弧2のところですが、自閉症啓発デーに関しまして様々な取り組みを行っております。この他にも研修の機会、相談に関連した地域関係機関とのやり取りの中で普及啓発等を意識して行っているところです。

続きまして12ページを見ていただくと、行動障害の学習会のお話が出ております。今年度新たな取り組みとして、オンラインを活用いたしまして、強度行動障害を中心として、現在各施設から事例を出していただく、そして一緒に検討して学び合う機会を持ちました。大変好評で想定以上のご参加をいただいております。登録は60名程度になっております。

13ページは、講師派遣、これは県の主催、国や市町主催、教育関係その他民間の団体、親の会などからの要請に基づき講師を派遣しております。

14ページ以下はネットワークの構築ということで、関連の会議等が挙げられております。

その他に4ページ、今年度の運営総括の一番下のところに、地域の支援体制の情報収集と検討をするために、Q-SACCS 発達障害の地域支援システムの簡易構造評価というものを採用してオンラインのプラットフォームを作成いたしました。これを今試験的に導入して、地域の様々な支援者と繋いで、各市町の状況をリアルタイムに把握できる仕組みを構築中です。

他の市町の状況も見ることができるために、それを参考にしながら検討をし、更新していくことができるという仕組みになっております。来年度更に広げていきたいと考えております。

その他、19ページのところに、これはセンター職員の研修専門性の向上のための様々な取り組みを挙げております。この他に所内研修や事例検討などを行っているところです。接遇や倫理面も含まれますのでその辺りも重要視しています。

4ページに戻っていただきまして、来年度以降の方向性についてお話をいたします。相談や支援に関しては、件数としては現状程度を想定しております。相談件数を増やしていくというよりも地域の実情を見ながら地域でサポートができる体制を応援していくという方向で対応したいと思っています。私たちは2次的3次的な役割を意識しながら、もちろん地域で十分に対応が難しいケースに関しては、1次的な支援を行っていきたいと考えています。

研修についても現状維持、あるいは今年度かなりたくさん行いましたので、

やや減としつつも、内容をより地域のニーズにマッチしたものにアップデートしていきたいと考えています。

訪問やコンサルテーション、会議の参加などによって、地域の関連機関そしてシステムへの支援を更に発展させたいと思っております。これは自立支援協議会や一般相談支援事業所との連携なども含まれています。また来年度は退職が2名、常勤1名、非常勤1名、そして2名の採用、常勤になります。メンバーが入れ替わりますので、新しい職員の研修を深めるとともに新しい風を入れつつさらに、発展をさせていきたいと考えているところです。引き続き、皆様のご協力、ご支援をよろしくお願いをいたします。以上で報告といたします。

(高木会長)

はい、ありがとうございました。それでは委員の皆さんからご意見をいただきたいと思えます。ご意見ご質問ありましたらよろしくお願いします。

それではこちらから指名をさせていただいて意見を求めていきたいというふうに思っています。発達障害の自立準備セミナーが5ページにありますけれども、動画配信でどれくらい見たかとか、そういうチェックはされていますか。

(岡田委員)

はい。短時間ご覧になった方もいらっしゃるけれども、現在のところ数百ずつになっていると思えます。

(高木会長)

ありがとうございます。

就労準備ということに的を絞ってご意見いただきたいと思えますけれども、まず育成会の秋山委員いかがでしょうか。

(秋山委員)

ホームページで自由に観覧できることがすごく便利で、なかなか足が向かない方も、動画で様々なことが分かる、学べることは素晴らしいと思えます。

(高木会長)

自閉症協会の津田委員どうでしょうか。

(津田委員)

たくさんの活動をしていただいておりますが、なかなか大変だなと思いますが、研修事業、コンサルテーション、相談などの取り組みをされる中で、各事業所や相談をする方が理解がうまくできているのか、できていないのか、どうという問題が多いのかが少し気になります。

例えば行動の問題、関わり方の問題、声かけの問題だとか様々なことがあるとあると思います。その理解がうまくいかないために、強度行動障害が出ている方がいたり、そういう取り組みをしていただく中で、全体としてどういう問題が静岡県内にあるのかが少し気になります。そのあたりの認識をご紹介いただいて、今後はどういう取り組みをしていかなければならないのかを少し考えられるといいのかなと思っております。

併せて、中西部の方が中心になりますがQ-SACCSに取り組まれるということですが、Q-SACCS 自閉症や発達障害だけでなく、どういう機能の事業所があるかとか、機能が果たしているのかが中心になっています。医療機関につきましても自閉症、発達障害について理解ができているのか、できていないのか、医療機関についてはそういう視点で見えていただいて、自閉症について対応できるということを公開をしていただいているわけです。そしてQ-SACCSについても、そういう意味合いでは、なかなか自閉症や発達障害について得意な事業所であるのかどうかはよく分からないですね。

そういうことについて、これまで中西部の方も取り組まれてきましたけれども、その次の段階として、自閉症、発達障害に強い事業所を作っていないと。病院は月に1回行くか、あるいは2箇月に1回行くかですが、Q-SACCSで整理されているところは毎日通ったり、通う回数が相当違うので、そういう意味合いでは通うところの職員がどれだけ自閉症や発達障害を理解していて、それに合った支援ができるかということがやはり大事なところになります。事業所もそういう対応ができる場所があったらどうかという検討が、それはそれで1本で良いと思いますが、なかなか2本目に進んでいない部分がこれまでもありましたので、是非このQ-SACCSについては、プラットフォームを作成するだけではなくて、そういう取り組みを試行していただくとありがたいなと思っています。以上です。

(高木会長)

はい。ありがとうございました。では最初の相談でどれくらい理解されているのだろうかという点について、まずお答えいただけますか。

(岡田委員)

ご質問ありがとうございます。まず全体的に感じるのは特に福祉分野に関しては、人材不足の課題が現場としては非常に大きいのではないかと思います。

それから、研修に出てきていただく方も自らという方もいらっしゃいますが、施設の意向で来る方もいますので、異動して変わってしまうこともあります。そのために、なかなか継続して、一つのところで定着することが難しいという現状はあるかと思います。私たちとしては相談を受けておりますので、あるいは直接支援をしておりますので、その中で必要なニーズを見極める、あるいはそれぞれの施設がどのぐらいの機能を果たしているのか、どこに課題があるのかということをおおよそ把握し、それを研修に活かしていく。なおかつコンサルテーションで現場に入って、定着できるようにしていくという形を連動させることを意識して動いています。ただ、研修や、人材育成だけでは問題は根本的に解決しませんので、ご指摘いただいたようなQ-SACCSのように、仕組みを検討するというところも非常に大事だと思っております。その点に関しては私たちが何か直接働きかけるというよりは、状況を把握していただく、問題点がどこにあるのかということ共有する、その上で、例えば行政がその施策の中で何をしていけばいいのか、その地域での話合いが必要なのかとか、その辺りを働きかけていくこと。直接的に仕組みを私たちは変えることはできませんが、何が不足していてどこが重要で、どういう動きをしていけば解決に繋がりのやすいのかということと一緒に考えていく、そのためのツールとして考えております。以上です。

(高木会長)

ありがとうございました。事例から学ぶ学習会という報告もあってすごく良いと思いました。発達障害者支援センターが呼び掛けて事例検討していただくと私たち事業所も本当に助かります。大井川寮の阿部委員、ご意見いかがでしょうか。

(阿部委員)

ご報告ありがとうございました。研修のお話がありましたが、研修をたくさ

ん企画していただいて、様々なジャンルで行っていただいているのは、とてもありがたいと思っております。研修に出たい職員がいて、私たちも研修に出しますが、その研修を結局現場の中で活かせないという現状、職員の問題もありますが、人手不足ということで、なかなか実践にまで繋げていけないことや、研修が実践に繋がる核になる職員がなかなか育っていないことがすごく大きな課題で、どうすべきかは非常に難しいかとは思いますが、具体的な実践も教えていただきながら勉強させていただきたいなと思っております。

(高木会長)

岡田委員、いかがでしょう。

(岡田委員)

ご指摘いただいた課題は私たちも本当に同じように思っております。この場でどうしたら良いかとお答えすることは非常に難しいですが、今後も様々なご意見を頂戴しながら一緒に検討できたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(高木会長)

ありがとうございました。

教員の理解も非常に大事だと思いますが、笹森委員のご意見をいただけますか。

(笹森委員)

常葉大学の笹森といいます。よろしくお願いします。

最初に相談のことで岡田委員に伺いたいと思っておりますが、発達障害という言葉自体は、世の中で随分知れ渡るようになり、少し中長期の期間で、例えば今日ご報告の中で高校生と中高年の相談が増えてきているというお話でした。ある程度年齢が上がってからも相談をされる方が増えてきている状況が顕著なのか。また相談の主訴、発達障害かどうか知りたいという件数は10%ぐらいありますが、その辺のニーズがどう変わってきているのかを少し伺いできたらなと思っております。

それから3番の受付の件数の中で教育関係機関から10件相談がありました。これは例えば学校レベルなのか、教育委員会レベルなのか、あるいは教職

員のレベルなのか、そのあたりをお話いただけたらと思います。

もう一点だけ、自立準備セミナーの動画を見せていただきました。大学等の進学についての動画を見ましたが、とても良い情報が分かりやすく提供されていました。ただ、ご本人が直接アクセスするための、やはり何か仕掛けがあるといいなと思いました。私は国立特別支援教育総合研究所という国の機関にいたものですから、ウェブサイト等で動画配信はたくさんしていましたが、どうやってそれを教員や学校現場に繋げていくか苦労していました。情報を上手く伝えていかないと、せっかく良いものが宝の持ち腐れになってしまうところもあるかなと思ったので、何かその辺りも、まだ立ち上がって間もないと思いますが、これからどう展開していくと良いかなという思いがおりになれば教えていただければと思います。以上です。

(高木会長)

岡田先生お願いします。

(岡田委員)

はい、ありがとうございます。まず発達障害者支援センターとしては、隙間の部分を担うと認識をしております。ですから相談に関しても他で対応が難しいケース、あるいは地域に支援を適切に受けられる窓口がない部分になるかと思っています。その結果、高校生、中高年のところ、この辺りが非常に手薄だと認識をしております。結果的にその年代が多くなっていると思われます。

それから問題の内容に関してはより複雑化しておりまして、シンプルな部分は地域で十分に担えていると思いますが、複合的な要素が重なっている場合、それからどこが窓口か分からない場合、その場合に発達障害の切り口で私たちのところにアクセスされる方がいます。

教育の関係については、教員個人の方からご相談いただく場合もありますし、あるいは学校、教育委員会それぞれです。それからご家族、ご本人からご相談いただく中で教育のところに発展していく場合も多々あります。加えて教員ご自身の発達障害の問題に関してのご相談をいただくことがあります。ですからこれは全てということになります。

最後に、これはまず、なぜ動画を作ったかということですが、ご相談の中で、高校生の保護者、専門学校生の保護者の方から同じ質問が非常にたくさんあります。それに対してももちろん回答はしますが、単発で回答しても仕方がないと

いう話になりまして、やはりここにニーズがあるのだと、情報が足りないのだということで提供させていただきました。私たちが今後たくさん動画コンテンツを作って、私たちのコンテンツとして広く広めるというつもりはあまりありません。既に様々なところで良い動画がたくさんありますので、それをご紹介することも含めて、そして隙間のところは私たちが担おうと考えております。

(高木会長)

ありがとうございました。では平山委員から就労に関してご意見がありましたらお願いします。

(平山委員)

静岡障害者職業センターの平山です。ご説明ありがとうございました。

当センターにも今年度いわゆる一般校や一般大学の学生の方で、発達障害の診断等あるけれども、これから就労を目指したいときに障害の理解を得て働く選択肢もあれば、いわゆる一般枠で障害を伝えずに働く働き方もあるという中でどういった働き方が自分に合っているのか分からなくて悩んでいるというご相談など大体 20 件弱ぐらいのあったかなと思います。

そういった中で今ご説明いただきました自立準備セミナーの就労についての動画なども当センターの方で日頃説明させていただいている内容と、恐らくかなり似た内容ではないかと思っております。そういったところで連携させていただけるととてもありがたいと思っておりますので、引き続き今後も連携の方よろしく願いいたします。

(高木会長)

はい、ありがとうございました。議論はまだまだ続けたいところですが時間も都合もございますので、岡田委員の報告は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは引き続きまして中西部の事業評価について、櫻井委員からお願いします。

(櫻井委員)

静岡県中西部発達障害者支援センターの櫻井です。

資料は 25 ページからとなります。25 ページ、26 ページは総括表となります。

25 ページの2の今年度の運営総括から触れさせていただきます。

センター事業運営は本年度から2回目の5ヶ年の委託事業の受託を受け運営に当たるということで、2期5ヶ年プランを策定し6年目としてセンターの担う二次的三次的機能を位置づけながら展開をしてきたところです。地域支援の根拠となる相談業務をベースにしながら地域支援機関との連携課題やニーズに基づき、必要な支援の提供を検討してきました。相談支援におきましては前年度と同様の件数で推移をしております。継続的なケースも次第に地域支援機関に移行していくことも増えております。一方で地域に繋がりにくい相談者の一定数は定期的な電話相談にも繋がっているという状況です。

地域支援において、管内市町から他市町の発達支援体制やペアレントメンター等の家族支援活動の実践を知る機会を当センターにニーズとして寄せられ、当センターがハブ的機能を担いながら、市町間の機能を紹介したり繋いだり協働して考えたりということに取り組んでおります。

また、ピアサポート支援者事業、こちらは発達障害のある方の居場所支援を行う支援機関に対する研修事業です。今年度は一般施策を展開する機関、いわゆる身近な居場所機能にその対象を広げております。

職員体制におきましては育児休暇取得者への対応等を含めながら、地域に影響がないように配慮しつつも、人材不足という昨今の福祉における環境から、体制維持とキャリア形成には財政的なことも含めて課題があるという状況です。

27 ページ以降について触れさせていただきます。こちらの資料は、先般3月9日に行われました当センターの連絡協議会でご提供した資料です。こちらに基づきまして概略を報告させていただきます。

まず28 ページ、相談実績の件数がございます。こちらは4月から12月という基準月になりますが、この9箇月の間で相談の件数、人数を挙げさせていただいております。経路別、ご覧の通りです。下段は相談者の年齢層ということで、19歳から40歳以上の方々が全体の55%を占めており例年と傾向は大きく変わりません。

29 ページ、こちらの上段は相談のある方の障害の状況でございます。自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害というASD群が全体の相談におけるおおよそ3割近くを占めております。ADHD群が12%程度で、ボリュームゾーンにあるのが最下段の不明、未診断、こちらが48.4%ということで相談傾向も例年と変わらないという状況でございます。

下段は主訴別状況でございます。ご覧ください。

30 ページ上段になりますがこちらは当センターの所管している13市町の棒グラフで、上段は13市町の人口比率です。下段が13市町のどこから相談がきたかという居住地別の比率で、当センターは島田市に所在しておりますが、やはり近隣市町からの相談傾向が多いのと、遠隔地からの相談はやはりアクセスしにくいという状況です。一方で17.1%の磐田市さんは地域の中での相談体制等も確立されている傾向から地域の中でフォローしていただいているということもあります。

続いて31ページ、32ページ、こちらは県から委託されている事業家族等支援事業です。31ページはペアレントメンターの事業で保護者に対する茶話会、懇談会、支援者に対する研修を、要請されたペアレントメンターさんが今年度は延べ9回行っております。また32ページでは、先ほどお伝えしたピアサポート支援者支援で居場所支援の研修をご覧の通り3回行っております。今年度裾野を広げ放課後児童クラブを対象にしたもの、さらには子ども若者支援法の事業に基づく居場所支援の事業者、連絡協議会の委員である児童相談所からオファーをいただいて里親に対する研修も提供しております。それぞれの下段にはそれを各回の様子を示しております。こちらの方はホームページでも紹介しておりますのでまたご覧ください。

33ページ以降、今年度の取り組みと今後についてということで、取り組んだ内容を報告します。32ページの下段は重層的発達障害施策の体制整備ということで、県による本協議会と圏域における当センターの連絡協議会、さらには市町域の連動体制を示したものです。更に34ページには発達障害支援センターが担う一次的な相談支援、二次的・三次的な人材育成や体制整備、普及啓発というような位置づけ、それに基づいて下段には今後の展望ということで身近な地域での相談体制支援体制の構築から、そこにそこからニーズを導いた上での人材育成、さらには地域作りを示したところです。

更に先ほどお伝えした2期6年目の資料が35ページでございます。上段です。当センターの運営実施プランということで、令和11年度までの5ヶ年において相談支援という一次的支援、人材育成という二次的支援、体制整備、普及啓発という三次的支援の位置づけから、相談支援から通して見えるケースに対して、それぞれの人材育成、体制整備等の展開を位置づけたものでございます。白抜きの赤い番号を振っておりますが、それぞれが35ページ以降の取り組みとして報告させていただいたものになります。時間の関係もあるので抜粋してご紹介

させていただきます。

相談支援の取り組みとしては35ページの下段には、上手に地域と連携しながらうまくいっている事例の紹介です。36ページの上段には難航しがちな事例を紹介しています。こちらは地域の中でなかなか繋がりにくい、窓口が明確でないケース、地域で定着しにくいケースなどが当センターに寄せられ、対処しているケースの状況です。本人だけの課題によらず家族や周辺環境因子にも非常に大きな課題がみられ、当センターが核になって取り組んでいます。

今年度の取り組み2ということで下段になりますが、人材育成の研修として今年度は児童発達支援センターを対象にした研修を行いました。当センター所管の13市町中8市町に9センターがございます。改正児童福祉法の中で児童発達支援センターが今後地域の中での中核機能を果たす位置づけの中で、それぞれの児童発達支援センターが担うべき機能に横串を刺しながらベースとなる視点を研修しております。事前のアンケートからニーズを拾いながら、動画配信の1回目、2回目で集合研修、その上で実践する内容を確認しながらの報告会という全3回シリーズで研修を行いました。研修後の実践からはそれぞれに参加された管理者が前向きな姿勢で取り組む中で、意識的なものが向上されたということや、実際に児童発達支援センターで現在行っている取り組みが、根拠のある支援手法に紐づけられたとの声も寄せられております。

続きまして37ページ3番目には強度行動障害の支援体制ということで、体制整備に向けた取り組みを行ったところでございます。まだまだ十分な取り組みにはいたっておりませんが、やはり地域の支援機関、地域の協議会等にアプローチしながら、実際に実践をされている方々の取り組みの把握と現場における効果的支援を共有しているところでございます。

4番目は教育福祉連携機関の展開ということで、一つは高校大学の接続機支援の連絡会を大学と共催して行っております。高等学校の進路担当者と大学機関のサポートセンターにおける意見交換を継続的に行っております。

また圏域の協議会のプラットフォームを活用しながら、個別の教育支援計画と福祉における障害児支援利用計画や個別支援計画の連携連動を管内の教育関係者、福祉関係者合同で50人程度で行った会議を今年度2回行いました。

38ページの5番目の取り組みではQ-SACCSを活用した地域支援体制整備の内容を入れております。Q-SACCSは先ほどのお話にもありましたとおり、現状や課題を洗い出す、結び目を太くする機能を持つものでございますが、例えば島田市、焼津市においては、庁内縦割りの弊害を解消するための庁内横断会議を実

施しながら出生数から数量把握と協議に展開をされていたり、藤枝市、焼津市では自治体の担当課のみの取り組みから、市内の民間事業所を交えた官民協働に繋がっております。磐田市では母子保健体制から家族支援の体制整備に向けた他市の交流機会による横展開ということで、市町間交流が増えております。また中東遠圏域という枠組みでは、圏域協議会のプラットフォームを活用して、成人期のQ-SACCSを機会にしながら市町内の横断体制の整備促進を地域のコーディネーターさんと一緒に協働しているところです。今後に向けては5歳児健診等市町施策が展開されておきますのでQ-SACCSを絡めた働きかけや、当センターをハブとしながらの横展開等を考えているところです。

6番目では家族支援体制整備ということで、ペアレントメンターに関して引き続きの継続と拡大、メンターの養成、フォローアップを行っていきたいと思っております。

最後の39ページには居場所支援の研修の提供です。放課後児童クラブの指導員に対する研修では、少人数でたくさんの児童をサポートする中には、特性の強い児童もいらっしゃるということで赤字の部分になりますが安全管理優先になり、なかなか本人の行動理解まで手が回りにくく、即時対応は難しいという声から、環境調整の視点を中心にした研修提供を行っております。また居場所支援をしているNPO法人につきましては行政の事業ではありますが、なかなか専門的な担保がないということや、支援介入の度合いの判断が難しいということで本人理解に基づく支援介入の視点を中心にした研修を行いました。

里親会については行動の背景にある発達とアタッチメント双方の理解の整理が難しいという声をいただきましたので、里親支援センターや児童相談所等も含めた機関によるサポート体制の視点を中心にお話を進めてきたところでございます。

40ページ以降からは今年度の実績の数字を挙げさせていただきました。

戻って25ページになります。25ページ2番の次年度の方向性です。来年度以降は、改めて中期計画に沿いながらこれまでの運営を継続しつつ、地域支援体制の強化のためのケース支援や地域ニーズを通してハブ的機能をベースに、他の関係機関に対してのバックアップを図っていきたいと思っております。

家族等支援事業におきましては、各市町単位でのメンター活用が進んでいる地域をモデルにしながら空白地域への展開を目論んでいきたいと思っております。

また強度行動障害の支援にあっては地域支援者の実践を確認しながら担う機

能の整理が必要と認識しております。報告は以上でございます。

(高木会長)

ありがとうございました。報告に対してご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか？

放課後児童クラブなど、そういった居場所での理解が深まると本当に良いなと思います。放課後児童クラブを追い出されて放課後デイを利用するケースがありますね。

(櫻井委員)

児童クラブの職員さんに聞くと、この子はうちの子ではないという声も少なからずあります。ただやはりその地域に住まう子であるという前提に立って、それぞれのクラブで何ができるかや、支援者が何ができるかという関わり前提になる視点を定着していくことが重要だと認識しています。

(高木会長)

ありがとうございます。関連して三島市の佐野委員いかがでしょうか？ご意見いただけますか。

(佐野委員)

年齢構成が東部の報告と比較して特色を感じまして、就学前のお子さんや小学生までは、中西部が割合的に少なめですが、高校生あたりから非常に増えてきているなど、逆に東部の方は大人が少なめという報告があったと思います。それぞれ特徴があって、強みが出ているのかなと思います。年齢構成の分析、こどもは市町がしっかりと対応していて相談に来ないといった分析はできているのでしょうか。

(櫻井委員)

ありがとうございます。乳幼児や低学年に当たる段階ではご本人さんの所属やサポートする機関が各地域の中で明確に位置づけられておりますので、まずは地域機関とどのようなやり取りが存在しているのか、していないのか、この辺りの確認からスタートをしていきます。その上で身近な地域の中でサポートできる体制を我々の方もバックアップさせていただく立場にありますので、必

要に応じて地域の機関と一緒に動くことはございますが、佐野委員がおっしゃるように、地域の中でそういった母子保健、発見から支援の体制というのは整っている地域だと当センターの管内では認識しておりますので、そういったものがこの数字には表れていると感じています。

(高木会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか？

(岡田委員)

すみません、東部です。補足させていただきますが、大体割合としては同じぐらいかなと思いますが、東部も成人が6割ぐらいです。幼児期が若干多い、あるいは小学生の低学年ぐらいが多いのは、もしかしたら東部の支援機関の不足の問題など、その辺りも影響しているかもしれません。それから私たちも若干アセスメントなど直接支援も行っておりますのでその影響もあるかもしれません。以上です。

(高木会長)

はい。ありがとうございました。あと高等教育との連携という報告がありましたが、笹森先生、どうですか。大学での取り組みとなります。お話しただけならありがたいです。

(笹森委員)

一つの大学の教員ですので、全国の大学の状況を把握しているわけではございませんが、大学の教員仲間ですらいろいろな意見交換を行うと、いわゆる診断がある学生さんも増えてきておりますし、大学は今、いわゆる合理的配慮などの修学支援を積極的に学生さんから申請する仕組みにはなってきているので、全国どこの大学でもそういった配慮など支援を求める学生さんが増えてきているのだらうなと思う中で、発達障害者支援センターさんが高校大学等と連携する事業を展開していただくことはとてもありがたいことだと思っています。まだまだ大学の教員の認識で、発達障害かもしれない、自閉スペクトラム症かもしれない学生さんはおられると思うのですが、授業の中でどう配慮すればよいか、あるいは生活支援をしたらよいか、そういった面でもし分かれば教えていただきたいのは、福祉大学さんと共催で連絡会をされています。令和2年度か

ら継続ということですので、例えば大学機関からこんな話が多く出ているということが分かれば教えていただけるとありがたいなと思います。

あと最後の方に個別の教育支援計画と個別の支援計画、いわゆる教育で作成しているものと、福祉で作成しているもののマッチングはこれまでも課題になっているところなので、何か具体で少しお話を伺えればと思います。よろしくお願いします。

(櫻井委員)

ありがとうございます。大学機関は笹森先生がおっしゃったように合理的配慮に基づく対応というか配慮の体制が学内の方で構築されていることを、ここ数年非常に感じております。

大学からの声としてはこういった取り組みを重ねることによって、例えば静岡福祉大学さんが取り組んでいる入学前からの御本人の把握や配慮、手続きのサポート、そういったものを統括して行うような大学のサポートセンター等の機能をその会議に参加した大学が実際に設置したという、大学間連携において個別的配慮の対応を横展開されているという実績がございます。一方で、なかなか学内の中での縦割りというか、就職支援と学生サポート、保健室といった学内機関間の連携がなかなか難しいという声も実態として上がっております。好事例を紹介させていただきながら、大学の取り組み報告から展開をしているところでございます。

個別の教育支援計画の連携につきましては今年度初めて取り組んだところではございますが、実態としては中学校や小学校の先生方が個別の教育支援計画を親に渡すべきなのかどうかという状況が確認されています。特別支援学校さんと一緒に事務局を構成しておりますので、特別支援学校のセンター的機能を活用しながら、市町教育委員会等への展開ということが終わった後にはお話をしているところでございます。今後この計画連携についてはQ-SACCSも絡めながら、Q-SACCSに位置付けられているツールとして、ここをどう結び付けていくのかを来年度以降少し模索していきたいと考えているところでございます。

(高木会長)

学校と福祉がそれぞれ計画を持ち寄ってそれをすり合わせ、より良い教育、より良いサポートと考えて取り組んでも頓挫するので、大きな課題だなと改めて思いました。ありがとうございました。

大学で私も講師をしています。発達障害や精神疾患を持っている学生さんが何人かいますよね。学友がサポートして授業のお手伝いしたりする場面もあってすごく良いのですが、卒業校の就労はなかなか難しいと思いますが、平山委員いかがでしょうか？

(平山委員)

卒業後に就労に繋がらずしばらく在宅生活をされていて、1年とか2年経ってからハローワークなどに行き、職業センターにお見えになる方が一定数おります。利用状況を見ていると、就労移行支援などを利用して就労移行支援から当センターとの連携のご相談をいただいて、実際に共同で支援している方もいらっしゃる状況でして、就職活動、いわゆる新卒の方が行うような就職活動がうまくいかない方、時間管理が苦手、守らなければいけない面接の約束をすっぽかしてしまったとか、そういうことが重なって、在学中に結局就職に繋がらなくて卒業した後に取り組まれているというような方も一定数いらっしゃるのかなと思いますので、職業適性を明らかにしていくことも大事だとは思いますが、在学中にいわゆるライフスキルと言われるような働くために必ず必要となるような約束を守るとか時間を管理するとか、そういった力を在学中に身につけられるような取り組みや支援がとても必要になっていると感じているところです。

(高木会長)

学生の就労支援はされていませんか。

(櫻井委員)

相談支援のケースでは大学生の方も何人か関わっていますので、そういった就労支援には携わっている方が何人かはございます。

ただやはりそこは所属機関である学校の機能をうまくバックアップする立ち位置を意識しておりますので、あまりCOCOが前面に出ないように注意しているところです。

(高木会長)

はい。ありがとうございました。

津田委員お願いします。

(津田委員)

26 ページのところにアタッチメントという言葉が出てきて、愛着障害という言い方をされることもあろうかと思いますが、私が様々な方とお話をしていると、自閉症ではなく愛着障害なのだとおっしゃる方もいまして、自閉症ではなく、愛着障害だと言われると少しよく分からなくなってしまうこともあるのじゃないかなと思います。

自閉スペクトラムの特性を持っている親は、もともと子供に関わるのは難しいですね。ですから、親の関わり方が悪いからそうなるという見方になっていることもあります。このアタッチメントは親との関わりの問題があることは承知しておりますが、ベースにそういう特性があるので難しいということを整理をしていただいた方がいいかなと思います。

それから支援計画です。小学校で何ができないのでこれを解決するのだという古典的な計画になっている部分がよくありまして、作成した人によって支援計画に差があると思います。ですから支援計画の質を高めていく必要があります。何人かで打合せをしても、やはり足りないケースがありますので、是非ですね、できないことを訓練してできるようにするというのではなく、合理的な配慮をして、抵抗なくやれることをやりながらだんだん力を伸ばしていく形を考えていただけるといいのかなと思っております。

(高木会長)

櫻井委員、アタッチメントについては文脈の中で説明いただくとありがたいかなと思います。

(櫻井委員)

本研修自体が里親会への研修の提供ということで、里親さんがサポートするお子さんたちというのはやはり愛着形成や関係に何かしらの弊害を抱えている方が繋がってきていると感じています。本人のあらわれに対し、里親さん自身が愛着の関わりの問題なのか、あるいは特性の問題なのか、そのあたりの整理がつかなくなったり、そもそも発達特性という視点がない方など、とにかく愛情で護るという対応をされていることもありましたので、特性がある方たちの関わりや行動というのはこういうことが見えるということを含め障害特性の視点

をお伝えしながら関わりを整理していきましょうという研修を提供したところでございます。

(高木会長)

はい。ありがとうございました。津田委員がおっしゃったような医学モデルと社会モデルの問題っていうのは、確かに教育と福祉の中であり、対話が本当に必要だなと思いました。ありがとうございました。

それでは時間の都合で櫻井委員からの報告は終了いたしたいと思います。ありがとうございました。引き続きよろしく申し上げます。

それでは次の議題に移りたいと思います協議事項の強度行動障害についてですが、まず強度行動障害に対する調査の結果について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課の岡本と申します。私の方から強度行動障害に関する調査結果についてご報告させていただきますので、配付した資料の44ページから説明させていただきますのでよろしくお願いします。

まず強度行動障害とは、自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など、本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態を指す用語になります。行動障害はあくまでも現在の状態であり、持って生まれた元々の障害ではなく、配慮された環境が提供されることで解消されうるものです。

静岡県では強度行動障害支援者養成研修を実施しており、基礎研修、実践研修を実施しております。基礎研修では、令和6年度までに約5,000人以上、実践研修では約3,000人近くが研修を修了しております。支援の対象者は障害支援区分の認定調査で把握する「行動関連項目」で24点中10点以上の方とされています。こうした状態にあり、障害福祉サービス等を利用されている方は、令6年10月時点で全国約12万人となっています。静岡県では正確な人数の把握はこれまで実施しておりませんでした。そこで今年度、市町の皆様にご協力いただき、強度障害者(児)の市町別の人数等の実態を把握する調査を実施しました。

45ページをご覧ください。調査は、令和7年9月～11月にかけて実施しました。調査対象は、静岡県内に住所を有し、療育手帳を所有している障害者(児)

のうち、調査期間中に重度障害者等包括支援等の福祉サービスの支給決定を受けている、あるいは強度行動障害児特別支援加算等の対象である障害者（児）になります。具体的にはあるいは、強度行動障害児特別支援加算等の対象である障害者と人になります。具体的には、こちらの表にあるように行動援護の支給決定を受けているものだったり生活介護の支給決定を受けており重度障害者支援加算の算定を受けている者などを対象として調査を実施しました。

その結果 45 ページの下段にあるように、静岡県内には者 3,004 人、児 162 人、全体で 3,266 人の強度行動障害を有することがわかりました。療育手帳所持者の割合から考えると、障害者は 11.1%、障害児は 2.3%で、全体で 8.5%でした。障害者と障害者の間で、療育手帳所持者数に対する強度行動障害者数の割合に大きな差はありましたが、全体の 8.5%という割合は、強度行動障害の実態調査を過去に行っている他の自治体と比較して、そこまで大きな差がなく、割合としては同じような結果となりました。

続いて 46 ページ、圏域ごとの数字になります。単純な人数だけで言うと、障害者障害児ともに静岡圏域が一番多かったです。圏域における療育手帳所持者数の多い圏域で、必ずしも強度行動障害者の数が多いとは限らず、圏域ごとばらつきが認められる結果となっております。本調査ではばらつきの要因は分析しておりませんが、結果で判断すると、療育手帳所持者数が概ね各市町の人口規模に沿った分布になる一方、強度行動障害を有する方については、単純な人口規模のみでは支援ニーズを捉えきれないという面があることが判明いたしました。今後、支援者養成等の施策を推進するに当たっては、圏域ごとの特性や資源の状況等を踏まえた対応をする必要があることがわかります。

続いて強度行動障害を有する方の生活の場について報告します。46 ページの下段のグラフをご覧くださいとわかるように、施設入所や在宅を生活の場としていることがわかります。賀茂、熱海伊東圏域の入所施設利用者割合が特に高く、一方で、静岡、中東遠圏域では、在宅で生活する方の割合が比較的多い高い状況にあり、圏域別で特徴が見られました。

最後に、47 ページ、障害福祉サービスの利用状況についてです。障害者向けのサービス種別の中で、生活介護の割合、利用者の割合が最も多く、全体の4割以上を占めております。施設入所と短期入所、こちらを合わせると全体の約45%となり、施設への支援や一時的な宿泊支援のニーズが高いことがわかりました。西部圏域では合計利用者数が他の圏域に比べて圧倒的に多いです。これは西部圏域の人口が多い、又は障害福祉サービスの提供体制が充実しているこ

となどが要因と考えております。どの圏域においても生活介護の利用者が最も多く、施設入所支援と並んで主要なサービスとなっております。

本調査を踏まえました今後の展開ですが、本調査によって地域に地域偏在が顕著であり、単純な人口規模のみでは支援ニーズを捉えきれないことが多いこと、それから生活の場の状況が、圏域でばらつきがあるといったことが明らかになりました。圏域の状況に合わせた支援体制の構築が必要であることから、

県発達障害者支援センターや中核的人材養成研修のトレーナーを中心とし、強度行動障害を有する者の支援等に関する検討会を定期的を開催し、県で実施する中核的人材養成研修のあり方及び県の強行支援の体制の検討を進めていきます。

協議内容としては、強度行動障害を有する方の支援者の養成、強度行動障害に関する支援困難事例に対して助言等を行い、広く地域を支援する広域的支援人材の選定、強度行動障害を有する方及びその家族のニーズの把握です。

報告は以上となります。

(高木会長)

ありがとうございます。この調査をしていただいて、ようやく数がわかったけれども、様々思うところがあると思いますのでご意見いただきたいと思えます。岡田委員いかがでしょうか。

(岡田委員)

一応確認だけさせていただきたいのですが、この調査の圏域に関しては住民票があるところということでしょうか。それとも、入所の場合には入所施設のあるところという意味でしょうか。そこだけお願いいたします。

(事務局)

支給決定をしている市町に対して照会をしておりますので、居住地特例の方は違いますが、在宅の場合には住んでいる住民票の所在地になります。

(高木会長)

子供がその2.3%と少ないのはこれ支給決定を受けるサービスがないからこうなっているのでしょうか。

(事務局)

そこまでは正直よくわからないと言いますか、確認をしていないところではあります。あくまでも、療育手帳を受けている人っていうのがベースになっているところと、福祉サービスを受けている人ということになるので少し漏れているものとかはあるとは思いますが。

(高木会長)

生活介護だと、重度加算という判定がでて、放デイや児発にもありますが、取っていない人もすごく多く、行動障害だなと思っても、サービス上は加算を受けていない人がいるので、どう調べれば良いか、ということもあると思います。ただ他の自治体と比較しても大きく変わらないということは割と信頼性の高い数字かなと思います。

この調査について、津田委員お願いします。

(津田委員)

今の数の問題ですけれども、例えば私の子供は少し前までは就労Bにいました。就労Bだと関係ないのでカウントから外れてしまうということはもちろんあります。今は生活介護に移りましたので、今度は強度行動障害にカウントされるはずですが、そういうことも含めまして先ほどから数の問題は出ておりますが、非常に難しい部分があるんじゃないかなと思います。受け入れてもらえず利用できてない方もいらっしゃるかもしれません。それから、結局目的は強度行動障害のある方を負担を減らしていく、治すために、まずはその数を、正確ではないかもしれませんが、まず一步の前進なのだろうと私は思っています。

特に児童が少ないのですが、児童のところをよく見ていきますと、全然いないところもありますが、これ児童についても、例えば放課後等デイサービスでは、難しい子供さんかどうかをカウントしています。ところが市町によっては、うちに市町に誰もいないと言われたことがあります。現実に市町の判定の仕方に少し偏りがあるものですから、そういう意味でもなかなか難しいと。これは大人の方もそうです。調査をする方の見方によって、少し足りなかったり、強度行動障害になったりしていることもあると思います。

いずれにしても、改善をしていくためには、小さいうちに行動障害が出ていることがありますので、小学校高学年ぐらいから様々な問題が出てきている方がいらっしゃいますので、そういったところについて調べていただいて、

強度行動障害でとても地域で大変だということになってから取り組むのではなく、まずこのその場の段階で検討していくことが必要だと思います。

そして強度行動障害の中核的人材養成研修がありますが、県内に強度行動障害の支援経験者がいると思うのです。たくさんの方に取り組んで経験をお持ちの方、それから経験はまだそんなにないという方がいらっしゃると思います。ですから中核的人材としてやっていく方は、強度行動障害の方への支援に経験がある方にやっていただいた方が力を発揮できるのではないかとん思います。県内で強度行動障害を受け入れていて、適切な支援を行っている方を把握していただいて、中核的人材を選ぶという中にそういう方を加えていただけるとありがたいなと思います。

(高木会長)

はい。ご意見ありがとうございました

津田委員がおっしゃるように、いつ行動障害になるかは非常に興味があります。環境によって作られる障害ですから、多分思春期あたりから非常に増えてくるとは思いますがそういった調査も必要かなと思います。

それから確かに就労Bに行っている人でも強度行動障害の方はいますが、津田委員がおっしゃるようにこの調査ではカウントされていないですね。

強度行動障害を持つ子供の数が減っていくことを目標に上げてもいいのかなと思いました。貴重な調査だと思いました。

他にご意見いかがでしょうか？

それでは調査ありがとうございました。では次の議題に移りたいと思います。

続いて中核的人材養成研修の受講候補者の決定について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

障害福祉課の中西です。中核的人材養成研修の受講候補者の決定についてご報告します。資料は48ページになります。

この研修は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が主催しています。令和6年度から始まったこの研修は、強度行動障害を有する者への支援者として、事業所の中心的な役割を担うための研修になっています。令和6年度は都道府県からの推薦のみでしたが、令和7年度からは政令市の静岡市

・浜松市からもそれぞれ推薦が可能になっています。受講者の推薦は県では2名、政令市も静岡市、浜松市それぞれ2名推薦できるため、1年間で静岡県全体で6名推薦できます。

これまで、県で行ってきた推薦は、県で行っている強度行動障害支援者養成研修の講師が所属する法人に対して募集を行っていました。なぜ講師が所属する法人に的を絞ったかと言いますと、講師を出している法人であれば、強度行動障害に対する支援方法が適切に行われていることを期待していたためです。

令和8年度からの推薦は、県内の法人に幅広く募集し、研修主催者であるのぞみの園が設定する受講要件等を考慮し、推薦する方を決定したいと考えています。

次にこれまでの修了者について説明します。資料の2(1)にあるのが、これまで推薦した方です。令和7年度は受講中ですが、7年度末には8名が修了する予定となっています。

資料の2(2)はサブトレーナー、(3)がトレーナーとなっています。この研修の最大の特徴は、単なる座学ではない点です。受講者は講義で学んだ後、自分の職場で実際の利用者さんへの支援をチームで実践し、その結果をまた研修に持ち寄ってトレーナーやサブトレーナーから助言をもらう、というサイクルを繰り返します。

サブトレーナーも県と政令市がそれぞれ推薦でき、県では発達障害者支援センターの職員を令和6年度と令和7年度に推薦し、サブトレーナーとして受講者の支援を行っています。このサブトレーナーは、将来的に県が行う中核的人材養成研修の講師を担っていただくことを期待しています。

またトレーナー、つまりメインの講師は研修主催者ののぞみの園が選定することとなっていて、三島市にあるエシカファームの山本さんがトレーナーの役割を担っていただいています。

資料の最後3になりますが、今後の対応についてです。強度行動障害の支援に関する検討会にて協議を行う、としています。12月と1月に、発達障害者支援センター職員と、中核的人材養成研修のトレーナーである山本さんとで協議を行っていますが、引き続き中核的人材養成研修や強度行動障害への支援に関して協議を行う予定です。

そこで出たご意見としては、中核的人材養成研修の受講者を強度行動障害の方が多地域から推薦したいという県の意見に対して、受講者の転勤もあるため、特定の地域にこだわらず県全体で向上を図るべき、というご意見をいただ

きました。実際、既に受講者が法人内の異動によって、勤務地が大きく変わっている方もいます。

また、中核的人材養成研修を令和9年度から実施したいという県の意見に対して、令和9年度にこだわらず他県の様子を見て実施しても良いのではないかと、コアメンバーで実施方法を検討し、小規模で試行的に進めた方が安全ではないかといったご意見をいただきました。どちらも県の研修体制をしっかりと整えた後に実施すべきという意見だととらえています。

最後になりますが、この研修を通じて、単に知識があるだけでなく、現場でチームを導けるリーダーを県内に増やしていきたいと考えています。令和8年度の選定も、こうした視点で協議を進めてまいります。私からは以上です。

(高木会長)

はい。ありがとうございます。

二つありまして一つは今までは県が指定をしていたのですけれども限定せず広く公募の中から選びたいということですね。

それから令和9年度から静岡県の中核的人材養成をするかという2点の報告があったと思います。まず受講者の推薦についてはいかがでしょうか？ご意見ある方いらっしゃったらお願いします。

事業者の立場から、阿部委員いかがですか。

(阿部委員)

はい。ありがとうございます。かなり今まで受講してきた方々っていうのは、入所のスタッフですかね。入所のスタッフに出ていただくイメージですか？

(事務局)

入所施設に限定しているわけではないです。

(阿部委員)

職員を出したいとは思いながらも、どこまでのスキルがあったら中核的人材の研修に派遣できるか、基準が正直よく分からないので、職員を出せるかといったら不安があるのが正直なところ。人材を探す作業もなかなか難しいのかなと思いますが、手上げで募集されるのでしょうか。

(事務局)

はい、今考えているのは手上げです。こちらていくつか項目を設定しまして、それによつての点数をつけていく。その上位の方を推薦したいと考えております。その項目については検討しているところでございます。

(阿部委員)

分かりました。ありがとうございます。

(岡田委員)

よろしいですか。東部発達障害者支援センターの岡田です。

この件について先日厚労省の担当者とお話をさせていただいたのですが、実際都道府県から推薦を受けた方の中には用語が上手く通じない方や、研修について行くことが難しい方も混じっているという話を聞いております。そうなりますと、その研修を受けてきちんとそれを自分のものにできる、施設で実践ができるということが、最低限の条件になると思っております。

その点で一つ提案ですが、私たちは県から自閉症支援講座という講座を別枠で委託をされております。これは前の県の直営のセンターの頃から行っていたわけですが、ベースは国の研修と同じ TEACCH 自閉症プログラムと応用行動分析に基づいています。ですから基本的にそれを受けていただければ、用語に関して迷うことはないと思います。関連して、実践的な研修も行うので、実際にその方の実力がどのぐらいかも把握することもできます。提案は、私たちの自閉症支援講座の受講を要件の一つとする、あるいは要件とする、あるいは私たちが受講者の中でこの人だったら大丈夫だろうという方を推薦することも考えられるのではないかと思います。繰り返しですが、これは元々県から委託をいただいている研修ですし、要件とすることで自閉症支援講座の参加者も増えるだろうと考えられます。それから国研修と同じ応用行動分析、TEACCH 自閉症プログラムの中身が入っていることを強調しておきたいと思ひます。以上です。

(高木会長)

櫻井委員、いかがですか。

(櫻井委員)

先般の意見交換のところでも少し触れたところではございますが、人材の候補者をどうするかというよりも、やはり前提としてやはりどういった人材がいるかという把握も大事にはなってくると思います。先ほどの調査にもなりますが、当事者や、その当事者が住まう地域の支援者に対する調査というものも今後含めながら全体を把握しつつ、そこを重層的なピラミッドに仕立てて、コアな中核的人材の立ち位置をどうするかという位置づけも、今後必要かなと思いました。

(高木会長)

はい、ありがとうございました。その手挙げ方式は浜松市、静岡市も同じでしょうか。

(事務局)

浜松市と静岡市とは別で動いています。本日ご意見をいただいてどうしようかというところもありましたので、まだこの話はしていません。今後、県としてはこうしたいとは伝えますが、両市がどう考えるかは分かりません。

(高木会長)

手を挙げるのはとても良いと思いますし、拠点になるぞという決意を事業所が示してくれる。とても良いかなと個人的には思いました。

育成会の立場でその中核人材の普及理解は進んでいますか。

(秋山委員)

いや、こういう話は全くしていません。恐らく理事などの上の方たちは話をしているかとは思いますが、普通の話の中では中核云々という話は一切聞いたことがありません。

(高木会長)

これからは、この地域にはこういう中核人材がいるのだ、強度行動障害への支援についても、この人が中心になるのだという形になっていくものですから、是非、育成会と情報が共有できるといいなと思いました。

続いて津田委員お願いします。

(津田委員)

強度行動障害の方は今回調査しただけでも3,266人の方がいらっしゃる。1人の人材が100人の方に対応したとしても、32人ぐらいの人材が必要になると。当然100人の方に対応はできない。こういう人材育成を行うことは、どういう勉強しなければならないかとか、様々な意味で意味があるとは思っておりますが、現実には静岡県の中で起きている強度行動障害の方の問題をどう改善していくのかについては、もう少し踏み込んだ検討が必要になると思います。

強度行動障害支援者養成研修にたくさんの方に来ていただいて勉強することは良いのですが、強度行動障害の方が近くにない、見ていない方も対象としている勉強会ですが、今後は強度行動障害の方がいらっしゃる困っている方に集まっていただいて、そこで勉強会をしていくと。そうすれば、ずっと効率は良くなると思うのです。そういう中で討議をすることが、そういう方々の人材を養成していくとか、要するに様々な方法で中核的人材をどうしようかとしていますが、何年かかるのですか、今のやり方で。無理ですよ。ですから、是非そのような意味合いで具体的に前進させるための方法をもっと検討していただきたいなと思います。

(高木会長)

ありがとうございました。他にご意見いかがでしょうか。令和9年度からの研修については、そこら辺、何か検討されている内容があるのでしょうか、櫻井委員。

(櫻井委員)

特に承知しておりません。

(高木会長)

話を伺うと大量に養成はできないと伺いましたし、まず講師陣を固めていくということでトレーナーとサブトレーナーが中心になって、中核人材をお手伝いする形で進むと思いますが、また具体的な計画があったら教えていただきたいと思います。

それでは県から中核人材研修の方についてのお話しいただきました。

ではQ-SACCSについてお願いします。

(事務局)

障害福祉課の中西です。「静岡県版 Q-SACCS」についてご報告します。資料は 49 ページ目になります。

Q-SACCS を簡単に説明しますと、発達障害を支える地域資源を見える化するもので、Q-SACCS 自体は主に市町が作成するものとして開発されたものです。昨年行った調査では県内の 35 市町のうち 14 市町、40%の市町で作成されています。前回の第 1 回協議会にて、静岡県版 Q-SACCS を作成してみてもどうかというご意見があり、この資料はご意見を受けて作成しているものです。まだ作成中の段階ですので、これで完成ではございません。作成に当たっては、教育委員会や乳幼児検診を担当している所属や、障害の就労関係を担当している所属など、県庁職員が集まって作成しています。

作成中の段階ですので、抜けているものや、記載する場所が適切ではないと考えているものもございませぬ。例えば、この表の 0-3 歳、レベルⅡの項目をご覧ください。この箇所の 2 つ下にヘルプマークが記載されています。ヘルプマーク自体は何かしら配慮が必要だと周りに知らせるマークであって、何か支援を行うものではございませぬが、Q-SACCS 表に記載することを否定すると意見が出づらくなってしまうので、一旦このままとしています。今後作成する中で内容が精査され充実する予定でいます。

この表は資源を記載する表ですので、市町が作成する Q-SACCS だと、直接支援をする教室などが多いのですが、県は直接支援よりも間接的な支援が多くなってまして、支援者を支える研修、資源を支える研修が多いと感じています。それぞれの資源は白抜きの部分に記載してまして、黄色部分がそれぞれの支援をつなぐ部分となっています。つながりは、市町での福祉関係の職員だったり、相談支援事業所や学校教員が担っていることが多いのですが、県では直接関与することがあまりなく、そこがどうしても薄くなってしまっていますが、仕方のない部分かなと感じています。

今回、この表を作成するに当たって、県庁内の関係部署が集まったことで、お互いの事業内容について質問し合うなど、職員それぞれの理解が深まったことを感じました。職員の異動もありますので、引き続き来年度も集まり、関係部署間の連携を更に深めていく予定です。ある程度完成した段階になったときに、県としての強みや弱みを把握し、施策につなげていければと考えています。説明は以上になります。

(高木会長)

ありがとうございました。しずおかサポートファイルは、育成会が作成したものでしょうか。

(秋山委員)

そうです。

(高木会長)

立派なものできていて、親御さんに書いてと言ってもなかなか書いてくなくて、このデータがあったら本当に助かるなと思いますが、なかなか大変ですよ。

(秋山委員)

1人で書くのはなかなか大変です。

(高木会長)

是非、育成会の方で検討いただいて、これが普及し実効化していくと良いと思います。そうなれば十分使える内容、今のまま今でも十分使える素晴らしいものだと思います。

櫻井委員から Q-SACCS についてご意見いただけますか。

(櫻井委員)

先ほどの報告の中でもそれぞれの県の担当課職員がお互いの事業を知り合う、確認し合う、あるいは全く知らなかったものを知れるということは非常に発達障害のある方、県民にとって有意義なことかなというふうには思います。

一方でお話のありましたとおり、やはり県の立場としては市町の後方支援の二次的機関の立場の機能であると思っておりますので、報告にあったとおりレベル1の段階やそれぞれ繋ぎインターフェースを埋め込むというのは非常に難しさがあるのだろうと推察をします。

この Q-SACCS 自体が繋ぎの見える化、この資料で言えば、黄色い網掛けのところがちんと結びついているのか、いわゆるライフステージが変わる段階、対象のメインの支援機関が変わる段階でちゃんと繋がっていくかということのチェック機能が一つ要素としてはありますので、ここを県が担うことは無理が

あるのかなと感じております。一方で、当センターではペアレントメンターの養成事業をお受けし、実施する中で、県の発達障害政策の紹介等もさせていただいております。こども部局、教育部局、福祉部局が発達障害施策をそれぞれ展開していきますが、そういったものがこのQ-SACCSにもわかりやすく表記されるといいなと思っております。つまりは、こども部局から教育部局の結び目でどんな事業があってどんな展開がされているのかということが、表の中で見えてくるといいなということが一つ。あとその中で、例えば市町に対する事業があったり、支援機関に対する事業があったり、一方で当事者等に対する事業を直接は持っていなかったりということで、対象をそこで明確化していくと、この表を通して見えてくると、我々も市町の繋ぎとして活用しやすくなりますし、何より県民にとっての有意義な表になってくるかなと感じております。以上です。

(高木会長)

はい。どうもありがとうございました。ヘルプマークは使われていますか。

(事務局)

配布はしております。配布してその方が身に付けておくものです。

(高木会長)

自己申告で見えない障害で自分は障害があると知って欲しいよってという人が市町の窓口に行けばもらえますか。

(事務局)

市町の障害部門の窓口に行けばもらえます。

(高木会長)

障害の重い軽い関係なしに必要な人に配布しているということですね。育成会は使っていますか。

(秋山委員)

使っています。

(高木会長)

津田委員いかがでしょうか。

(津田委員)

人材の養成が大事だと多くのお話の中でも出ていますが、このQ-SACCSがどう役に立っているかという、Q-SACCS 自体が発達障害や自閉症に特化した話ではなく、そういう機関があるかどうか。そして繋がっていると言われるのですが、今の状態を見ると、繋がっていない部分がある。機関によってそれぞれの考え方があって、人によっては次にこれがあるよと繋がるかもしれませんが、支援の仕方については全く繋がってないし、繋がりの保障もされていない。それは自閉症、発達障害の方にどういう方向で合理的配慮すべきかとか、どう理解すべきかということが事業所によって違うからですね。私も何度か行っていますが、例えば小さいときに集団の中に入れなから早く集団に入れなさいと言ってくるわけですが、(集団に入れなくても)楽しんでおられる方ももちろんいるわけです。ですからそういうことについて、やはりきちんとしていかないと。0歳から4、5歳までの間には、診断ができると良いとは思いますが、やはり親が、子供にそういう特性があるのかどうかをまず分かってもらうことが大事ですから、そういうことに繋がることがその中でされていく。そしてそこから先は様々な行動が出てきますから、特性のある行動に対してどのような取り組みをしたらいいのか、どういう合理的合理的配慮をしていけばいいのか、少なくともこういうことぐらいは、Q-SACCS の中に入っているところに行って確認して欲しいのですよね。その辺の問題がこのQ-SACCS の取組の中で出てこないのも私もお願いをしてきたのですが、是非前に進むように検討していただきたいと思います。

(高木会長)

はい、ありがとうございました。県が直接的なサービスを行うわけではないというところで、なかなか難しいところはありますが、それでも政策として、その繋がりを表にさせていただいたのは、大きな成果だなと思います。是非櫻井委員に協力いただいて、県のQ-SACCS 完成させていただきたいなと思いました。

時間都合もありますので続いての報告事項としたいと思います。発達障害診療における拠点医療機関の設置について事務局からお願いします。

(事務局)

障害福祉課の中西です。発達障害診療における拠点医療機関の設置について報告いたします。資料のページは50ページになります。

まず要旨ですが、第1回協議会にていただいた提案「県として拠点医療機関を指定し、医師の養成及び診療体制構築を促進するなどの体制づくりについてへの検討」に対し、県で設置している拠点病院を確認して報告することとなっていたのでご報告いたします。

2(1)では、本県関係の拠点病院を一覧にしています。災害拠点病院やがん診療拠点病院など、専門性を活かした相談支援や情報提供を行う仕組みが既に存在しています。指定に当たっては、その医療機関への支援がセットとなっておりまして、拠点として活動するための設備の補助や運営費の補助などを行っています。

続いて次のページになります。(2)発達障害の医療拠点についてです。第1回協議会で岡田委員より岐阜県に拠点が存在する可能性があるとお伺いしたので確認を行いました。

岐阜県では直営で希望が丘子供医療福祉センターを運営しており、その中に発達精神医学研究所を設置しています。そこでは表にあるとおり4つの機能を持っています。まずは専門医の育成、続いて発達障害に関する研究、続いて巡回訪問療育支援とあって、医師と精神保健福祉士などがチームを組んで、発達障害児に対するアウトリーチ型の相談対応と指導を行っています。最後の項目ではネットワークの構築として、関係する多職種に対し研修や相談対応を行うとともに、ネットワークを構築することで、地域格差や途切れのない支援につなげていくものです。今ご報告した内容が、岐阜県における発達障害の医療拠点についてでした。

続いて次のページ、52ページです。発達障害を診療等可能な医療機関について、で、本県の現状について説明します。毎年行っている調査でして、令和7年度の結果をご報告します

要旨としましては、昨年度より3機関増加し、141機関となっています。2(1)の調査結果の概要ですが、最初のポツでは3機関増加の141機関だったということです。昨年度診療等可能だと回答があった医療機関に加えて、新たに3つ増えた、ではなく、実際は22機関が新たに増えており、19機関が減となっています。2ポツ目ですが、診断及び心理検査が可能な医療機関、つまりより専門的な医療機関は5機関増えて79機関となっています。3ポツ目です。診療等可

能な医療機関のうち、より専門的な医療機関は56%、約6割となっています。続いて(3)では圏域別の状況を表にしています。人口10万人当たりの医療機関数では、数字が大きい方が、医療機関が充実していることとなります。太枠で囲ってある令和7年度をみますと、西部が3.6で最も低く、続いて東部が3.9、中部が4.7となっています。

続いて次のページ、診断と心理検査が可能な、より専門的な医療機関についてです。こちらも10万人あたりの医療機関数では、東部と中部が2.2と同数になってまして、西部が2.3となっています。賀茂及び熱海伊東圏域では、医療機関が1つしかございません。以上が、発達障害を診療等可能な医療機関の調査結果でした。

回答いただいた一つ一つの医療機関の情報は県のHPで公開するとともに、市町や学校に提供しています。また、東部発達障害者支援センターが運営しているサイトでも公表してまして、スマートフォンで見るとこのサイトが見やすくなっております。

報告は以上になります。

(高木会長)

はい、ありがとうございました。この二つの報告について、ご意見ございましたらお願いします。

津田委員お願いします。

(津田委員)

52ページのところでいうと、賀茂が5.2で、増減がプラス0.2となっていますが、10万人当たりの医療機関数だから、人口が減るとここはプラスになってしまうと思います。賀茂の地域は非常に広いので遠くて大変だと。この数字が大きくても苦慮されてるのではないかと思います。こういうことも含めて、賀茂の地域は検討する必要があります。

拠点医療機関を作ることは悪いことではないのですが、何年もかかるだろうし、大きなお金もかかるので、こういう地域の問題に目を向けていかないといけないと思いますので、是非総合的に様々な視点で検討していただく必要があると思いました。

(高木会長)

はい。ありがとうございました。賀茂の5.7というのはこのとおりでしょうか。

(事務局)

もちろんこの通りです。津田委員がおっしゃるとおり人口が減ると、この数字は増えます。医療機関数は同じでも人口が減ると10万人口当たりで計算していますので、この数字は増えます。

(高木会長)

はい。ありがとうございました。岡田委員お願いします。

(岡田委員)

拠点病院のご報告ありがとうございました。私が前回この話を申し上げたのは、やはり協力してくださる医療機関が増えても、その医療機関の中で新たな人材を養成しない限りは、診療できる人がいなくなったらそれでおしまいとなっていきますので、増える余地がないということになります。ですから是非何らかの形で何人か集まって診療を行って、そしてそこで新たな医師を養成できる仕組みを作っていたいただきたいと思います。

それから、52ページ以降の数のところですが、協力してくださる医療機関が増えてきてそれは本当にありがたいことです。ただ実質、私たちが肌で感じているところでは状況は悪くなっていると思います。というのも今まで毎日診療していたけれども、外来を受ける人数を絞ったり、あるいはその診療日を絞ったりする機関が多くなっていること、これは成人も小児も両方です。

現実的にリストから調べたけれども、全部断られたというケースも聞いております。そういう意味で先ほどの拠点病院のことは非常に重要な問題だろうとは思っております。

またこの53ページの表のところは一応全体的なことではあるのですが年齢層も含めて考えると子供の問題、それから大人の問題を分けて考えなければいけない部分もあるかと思っております。その観点で言いますと先ほどのQ-SACCSのところ、一番下のところに医療の問題も含まれておりますが、是非その観点でも実際どういう状況なのかということをご検討いただくとありがたいかなと思います。

先ほど県庁内の様々な部署で集まって検討したということ、本当にありがた

く伺いました。是非そういうやり取りの中で、やはりこの部分が足りないから、ここの部分に何らかの施策を打っていかうというお話ができたらなと思っております。その観点で言うと、確か平成26年か27年頃に、発達障害者支援センターとコーディネーターと県庁の健康福祉部の様々な部署の方が集まって、まさにQ-SACCSにあるようなことを検討したということがございました。庁内連絡会もそれに先だって持っていただいて、情報集めて、そして次にどんな施策を打っていかうかというお話をさせていただいた時代があります。是非またそういうことができれば、より少ない予算で効果的な施策が行えるのではないかと考えております。以上です。

(高木会長)

はい。ありがとうございました。

医療の深刻な状況を伺いながらお話いただきましたけど、是非事務局としても拠点についてご検討をお願いしたいと思います。ただ時間がございませんので、次に行かせていただきます。

次に7年度の実績と8年度計画ということで、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

障害福祉課中西です。資料は54ページになります。発達障害児者支援関連事業報告として、障害福祉課が行っております発達障害関係の事業をこちらに掲載しております。すみません、時間の関係で一つ一つ説明しようと思っていたところですが、この資料のとおりです。令和7年度は体制整備、人材養成、連携強化を目的に9事業を実施しております、令和8年度も引き続き実施するところですので、よろしく申し上げます。

(高木会長)

はい、ありがとうございました。それでは続けて第6次静岡県障害者計画の抜粋についてお願いします

(事務局)

障害福祉課の木原と申します。第6次の障害者計画について基本目標は、障害のある方が分け隔てられない共生社会の実現ということで現計画が本年度末

で終了となりますので、来年度、令和8年度から11年度までの第6次の計画策定に向けて今年度は策定作業を実施してまいりました。パブリックコメントを昨年12月から1月にかけて実施させていただいて、意見を反映させた計画案を作っております。昨日、県の障害者施策推進協議会において計画案をご審議いただきました。これにより年度内に計画を策定することとなっております。時間の都合で申し訳ございませんが55ページの4番に係る発達障害と強度行動障害関係の計画を抜粋して掲載をさせていただいております。またご確認をいただければと思います。説明は以上です。

(高木会長)

はい。ありがとうございました。ご意見ご質問がなければ、事務局に返したいと思います。時間も過ぎておりますのでこれで本日の議事は終了したいと思います。

(事務局)

高木会長それから委員の皆様ありがとうございました。

最後に事務局から3点連絡がございます。1点目ですけれども、本日は時間の都合で十分にご意見を伺うことができなかつたところもあったかと思えます。ご意見等ございましたら障害福祉課あてにメールを送っていただければと思います。2点目ですけれども、会議の冒頭にてお話させていただいたとおり、本会議の議事録や資料につきましてはホームページ上で公開をさせていただきます。今後議事録案を事務局で作成し次第、皆様にの皆様の確認をメールで依頼をさせていただきますので、ご承知おきください。最後3点目ですけれども、委員のご就任につきましては、7年度末、今月末までの任期でお願いをしているところです。次の期間も令和8年度から令和9年度までの2年間ということで、皆様をお願いをしたいと考えております。つきましては差し障りがございませんようでしたら、次期につきましても、引き続きご就任いただきたく、改めてご依頼をさせていただきます。

それではこれで本日の協議会を終了いたします。皆様ありがとうございました。